

南さつま市竹田神社所蔵（薩摩国川辺玉泉寺旧蔵）の島津忠良画像

橋口 亘・丹羽 謙治

検索キーワード：島津忠良、日新斎、薩摩国川辺玉泉寺、竹田神社、加世田郷土資料館

1. はじめに

鹿児島県南さつま市加世田武田の竹田神社には、次頁に掲げる資料 A「島津忠良画像」（「日新菩薩掛軸」）が所蔵されており、現在は南さつま市の加世田郷土資料館に寄託収蔵されている（註 1）。本稿では、この資料 A について考察を行ってみたい。

2. 資料 A「島津忠良画像」の現状

資料 A（紙本着色／軸装／本紙 68.5×39.2 cm）は、僧形の人物の全身坐像で、法衣と袈裟を着用している剃髪した人物が、法被を掛けた椅子（曲象）に坐した姿で描かれている。椅子に掛けられた法被には団龍文が描かれており、足元には沓を載せた沓床が描かれている。布の装飾を表現した一部には金彩もみられる。

人物の上方に記された賛は 7 行で、左の行から右の行の順に「儒門君子翁／釋部竅空、／通達玄々理／三教成一同／梅岳常潤在家／菩薩真贊奉次／辞世之高韻云尔」と記される。「儒門君子翁／釋部竅空、／通達玄々理／三教成一同」の部分は、5 字句×4 句の体を成し、残りの部分は「梅岳常潤在家菩薩真贊、奉次辞世之高韻云尔」と記されるように、島津忠良（梅岳常潤在家菩薩）の「真贊」として、その詩（「辞世之高韻」）を、「奉次」（次し奉る）とある。

「梅岳常潤在家菩薩」とは、島津家 15 代貴久の実父、相州家の島津忠良（日新斎・日新公）（1492～1568）のことであり、資料 A に描かれている人物は、剃髪後の僧侶姿の島津忠良であると考えられる。

賛の左には、上下 2 つの朱印が押される。上に押された印の文字は「代賢」と解読できる。下に押された印は、印面中に 2 文字が確認でき、このうち右の文字は「守」とみられる。よって、賛の左に押された印は、鹿児島玉龍山福昌寺 18 世、代賢守仲（代賢守中）（1515～1584）の印と考えられ、代賢守仲がこの賛の作者であると考えられる。

代賢は、16 世紀の人物であり、資料 A が薩摩の戦国武将である島津忠良を描いた 16 世紀の作品とすれば、極めて貴重な絵画資料であり、島津忠良の容姿を伝える重要な資料とも言える。また、資料 A は、明らかに「頂相」の体裁を成しており、頂相としての意味を持っていたと考えられ、南さつま市金峰町宮崎の和多利神社に現存している、薩摩国阿多大年寺旧蔵の島津運久像（橋口 2017）と同様に、寺院などにおいて信仰の対象とされていたと考えられる。



資料 A 「島津忠良画像」

〔竹田神社所蔵／加世田郷土資料館寄託収蔵〕

（紙本着色／軸装／本紙 68.5×39.2 cm）

※加世田郷土資料館の目録上の資料名は「日新菩薩掛軸」



資料 A 「島津忠良画像」(上半身部分)

〔竹田神社所蔵／加世田郷土資料館寄託収蔵〕



資料 A 「島津忠良画像」(賛部分)
〔竹田神社所蔵／加世田郷土資料館寄託収蔵〕



資料 A 「島津忠良画像」(印部分)
〔竹田神社所蔵／加世田郷土資料館寄託収蔵〕

3. 川辺玉泉寺旧蔵の島津忠良画像

『鹿児島県史料 旧記雑録後編 1』(鹿児島県維新史料編さん所編 1981)の466号文書には、「日新公御譜中」「正御影川邊玉泉寺有之」として、「辭世之高韻云尔 菩薩眞贊奉次 梅岳常潤在家 三教成一同 通達玄々理 釋部竅空々 儒門君子翁」の文字と、2種の印の印面が記されており、「朱カキ」として「右ノ尊影、高サ壹尺四寸六分計也、右リ(ママ)ニ御向候也」、さらに「張紙」として『儒門君子翁、釋部竅空々、通達玄々理、三教成一同、トヨムベシ、梅岳常潤在家菩薩、眞贊奉次辭世之高韻云尔、トアルベキ也、明治四十三年六月六日記ス、新編島津氏世録支流系圖忠良第三ヲ参照スベシ』とある(註2)。

この『鹿児島県史料 旧記雑録後編 1』の466号に記載された、川辺玉泉寺所在の「御影」(島津忠良画像)の贊の内容や印は、資料Aの贊の内容や印と概ね一致する。すなわち、資料Aは、『鹿児島県史料 旧記雑録後編 1』の466号に記載された、川辺玉泉寺旧蔵の「御影」(島津忠良画像)であると考えられる。

近世川辺郷の地誌『川邊名勝誌』(南九州市立図書館川辺図書館蔵)(註3)の玉泉寺(川辺の平山村の玉泉寺)について紹介された部分には、川辺玉泉寺旧蔵の「日新公御画像」に関する記述があり(新地 2009)、この川辺玉泉寺旧蔵「日新公御画像」に記入された「御画像御贊」(贊)について「辭世之高韻云楽 菩薩眞贊奉次 梅岳常潤在家 三敬成一同通達玄々理 釋部竅空々 儒門君子翁」と記され、印については「印文字不知」と記されており、さらに「右御画像並御贊御記録方江先年御写ニ候」と記される。この『川邊名勝誌』に記載された川辺玉泉寺旧蔵「日新公御画像」の贊の内容は、誤字等がみられるものの、資料Aの贊の内容と概ね一致する。すなわち、資料Aは、『川邊名勝誌』に記載された、川辺玉泉寺旧蔵の「日新公御画像」(島津忠良画像)であると考えられる。『川邊村郷土誌』(川邊村教育會編 1917)にも『川邊名勝誌』の記述を参考にしたのではないかとみられる贊が紹介されている。

「川邊郡地誌備考 上」には、川辺玉泉寺旧蔵の「日新公御画像」に関する記述があり、この川辺玉泉寺旧蔵「日新公御画像」に記入された「日新公御画像贊」(「日新公御画像」の「贊」とその横に押された印などについて、「儒門君子翁 釋部竅空と 通玄と理 三教成一同 梅岳常潤在家菩薩眞贊、奉次辭世之高韻云云、御象ノ上左ヨリ 右サマニ読ヤウニ七行ニ書セリ、左ノ方二印ヲ打、上印ヨムヘカラス、下印守トカアリ、守ノ疑ハ當寺四世源室守津和尚坎、右表具妙心院様御再興」と記されている(鹿児島県歴史資料センター黎明館編 2014 p. 360)。この「川邊郡地誌備考 上」に記載された贊の内容は、誤字や脱字等がみられるものの、資料Aの贊の内容と概ね一致し、印の様子も資料Aと一致する。すなわち、資料Aは、「川邊郡地誌備考 上」に記載された、川辺玉泉寺旧蔵の「日新公御画像」(島津忠良画像)であると考えられる。

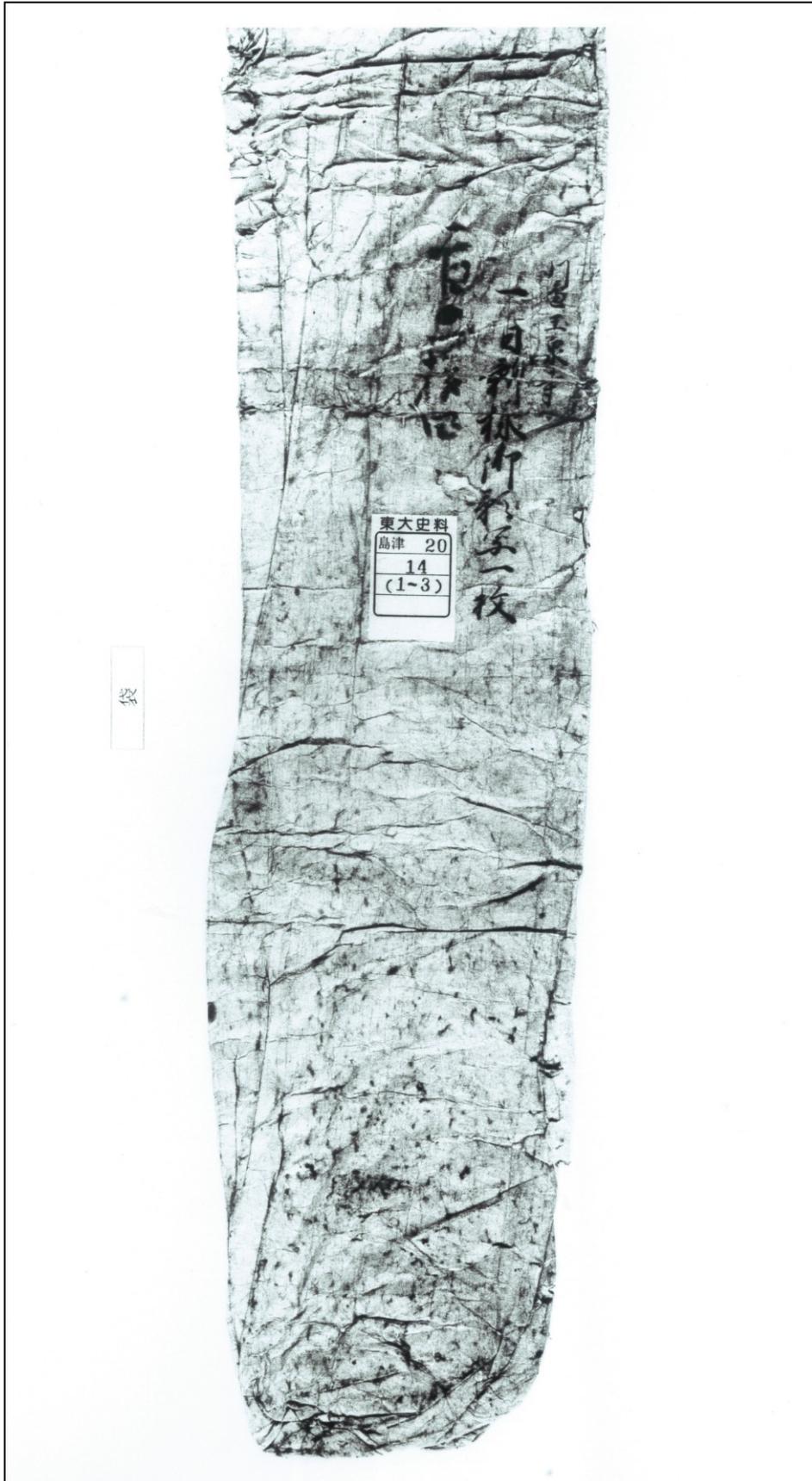
また、東京大学史料編纂所蔵の「島津家文書」の中には、資料Bのような画像がある(島津家文書 20-14-1)。資料Bは、東京大学史料編纂所HPの所蔵史料目録データベース上で「一瓢(島津運久)像」と記されているが、それは誤りで、島津忠良の画像とみなされている(新名 2017)。『鹿児島県史料 旧記雑録後編 1』の466号に記載された、川辺玉泉寺所在の「御影」(島津忠良画像)の贊の内容は、資料Bの贊の内容と概ね一致し、また『川邊名勝誌』に記載された川辺玉泉寺旧蔵「日新公御画像」の贊の内容も、誤字等がみ



資料 B 「島津忠良画像」(資料 A の写)

〔東京大学史料編纂所所蔵〕〔モノクロ写真〕

※東京大学史料編纂所 HP の所蔵史料目録データベース上での「書名」は「一瓢（島津運久）像」



資料 B の収納袋

〔東京大学史料編纂所所蔵〕〔モノクロ写真〕

られるものの、資料 B の賛の内容と概ね一致し、「川邊郡地誌備考 上」に記載された川辺玉泉寺旧蔵「日新公御画像」の賛の内容も、誤字や脱字等がみられるものの、資料 B の賛の内容と概ね一致しており、資料 B の収納袋には「川辺玉泉寺／一日新様御影写一枚」という記載もみられること（収納袋の文字については、東京大学史料編纂所の畑山周平氏のご教示を得た）などから、資料 B は、川辺玉泉寺旧蔵の島津忠良画像の写しであると考えられる。前述した『川邊名勝誌』の「右御画像並御賛御記録方江先年御写ニ候」という記述に注目すると、資料 B は、『川邊名勝誌』が伝える薩摩藩「御記録方」の活動によって作成された川辺玉泉寺旧蔵「日新公御画像」の写しである可能性が考えられる。ただし、資料 B には、本来あるはずの印が写し取られておらず、川辺玉泉寺旧蔵の「日新公御画像」を直接写し取ったものか、あるいは間接的な写しなのかについては、今後検討の余地がある。

さらに、資料 A と資料 B に描かれた人物像を比較すると、両者は酷似しており、資料 A と資料 B の賛も一致していることなどから、これまで述べてきた情報とあわせて判断し、結論としてまとめると、資料 A は川辺玉泉寺旧蔵の島津忠良画像であると考えられ、資料 B はその写しであると考えられる。

4. 近世の地誌にみる川辺玉泉寺旧蔵島津忠良画像の由来

前述した、『川邊名勝誌』の玉泉寺について紹介された部分には、「玉泉智芳大姉」（島津忠国の息女で、島津用久の妻、島津忠良の大叔母）が「玉泉寺大檀那」である旨が記された上で、「日新公思召ニ、女性様御位牌許ニ而者、後年疎末茂可有之哉之由ニ而、日新公御存命之中、御自分様御影一幅並御位牌、被遊御安置」と記されるように、島津忠良（日新公）の考えで、女性（「玉泉智芳大姉」）の位牌だけでは、後に玉泉寺が疎かにされるかもしれないということから、島津忠良が存命中に自分（忠良）の御影（画像）一幅と位牌を玉泉寺に安置したというエピソードが紹介されている。この『川邊名勝誌』に記される、川辺玉泉寺に安置された島津忠良の「御影」が資料 A に該当すると考えられる。『川邊村郷土誌』（川邊村教育會編 1917）にも『川邊名勝誌』と同様のエピソードが紹介されている。

文化 3 年（1806）の成立とされる『薩藩名勝志』巻之七、「河邊郡」「河邊」の「龍豊山玉泉寺」（川辺の平山村の玉泉寺）の項（史料①）には、玉泉寺が「玉泉智芳大姉」（島津忠国息女で島津用久の妻、島津忠良の大叔母）の「菩提所」であるという旨などが記された上で、「梅岳公」（島津忠良）が、「自身の影像を画せしめ」（「法躰の御像）」、「尊牌を安し給ふ」とあり、その理由として「是婦人の寺ハ後世必らず荒廢に及ひしあり故に深く思慮し給ふよてなりと云々」と記されている。この『薩藩名勝志』巻之七「龍豊山玉泉寺」の項に記される、川辺玉泉寺に安置された「梅岳公」の「自身の影像」（「法躰の御像」）が、資料 A に該当すると考えられる。

また、天保 14 年（1843）の成立とされる『三國名勝圖會』巻之二十五、「河邊郡」「川邊」の「龍豊山玉泉寺」（川辺の平山村の玉泉寺）の項（史料②）には、『薩藩名勝志』の記述と同様に、玉泉寺が「玉泉智芳大姉」の「菩提所」であるという旨などが記された上で、「梅岳君」（島津忠良）が、「自己の寫神」（「佛体の御像」）と「尊牌」を「安し給ふ」と記され、その理由として「是婦人の寺は、後世必ず荒廢に及びしためし少からず、故に深く

史料① 『薩藩名勝志』卷之七「河邊郡」「川邊」の「龍豊山玉泉寺」記載部分

龍豊山玉泉寺 平山村より地頭假屋をさへること西方
 二町余假屋馬場末なり初め宮村松崎と云所よりて
 長興寺とつり開基年月詳ならず在岡山塔宮村曰寺
 本尊釋迦如來座像 某の年今の地より遷したる年月傳
 りしは玉泉智芳大姉邦君大岳公の息女なりて薩摩守
 明應五年丙辰七月廿三日卒する小及て菩提所とす
 し玉泉寺と改め新龍和尚を以て岡山とし曹洞宗田布
 施常珠寺の末とす新龍和尚ハ常珠寺四代江 其後梅
 岳公命して自身乃影像を画せしめ法赫此 尊牌を安し

りふそ婦人の寺ハ後世ぬく次荒廢及及ひしあり故よ
 ゆく思慮し終ふよりてありと云々

〔国立公文書館所蔵／国立公文書館デジタルアーカイブの画像を利用〕

史料② 『三國名勝圖會』卷之二十五「河邊郡」「川邊」の「龍豊山玉泉寺」記載部分

龍豊山玉泉寺西頭館下余、平山村にあり、本尊釋迦如來、初當寺は、宮村松崎と云所にありて、長興寺といへり、舊所は、今地五、可創建時世、開山僧名、共に傳らず、明應五年、丙辰、七月廿三

日、島津薩摩守用久義天子公の婦人卒し、法名を玉泉智芳大姉と稱す、大岳公、當寺を以て其菩提所となす、因て玉泉寺と改め、祚ツク麗和尚をして是が開山たらしめ、田布施曹洞宗常珠寺の末とす、祚麗和尚は、常珠寺三代、江己の寫寫神御佛像のと尊牌を安し給ふ、是婦人の寺は、後世必ず荒廢に及びしたためし少からず、故に深く思慮し給ふなり、玉大姉は、梅岳、當寺に昔し水田等寄附の文書數通を藏む、其文書應永九年より、三十三年にいたるの間は、宮村、或は松崎長興寺と記し、明應七年に及んでは、平山長興寺と記し、永正十年に平山村玉泉寺と記す、然は當寺を今の地に移せしは、明應七年の前にして、玉泉寺と改號ありしは、明應七年の後にあるべし、

〔国立国会図書館所蔵／国立国会図書館デジタルコレクションの画像を利用〕

思慮し給ふなり」と記されており、「玉泉大姉は、梅岳君の大叔母」と説明されている。この『三國名勝圖會』卷之二十五「龍豊山玉泉寺」の項に記される、川辺玉泉寺に安置された「梅岳君」の「自己の寫神」（「佛体の御像」）が、資料 A に該当すると考えられる。

このように、近世の地誌『薩藩名勝志』や『三國名勝圖會』によれば、川辺玉泉寺は玉泉智芳大姉（島津忠国息女で島津用久の妻、島津忠良の大叔母）の菩提所であったが、後に島津忠良が自身（島津忠良本人）の画像（「影像」・「寫神」）を描かせて自身の位牌と共に玉泉寺に安置したとされ、その理由は、婦人の菩提所であった玉泉寺が後世に荒廃することを、島津忠良が憂慮した結果とされる。

これら江戸時代の地誌が示すように、川辺玉泉寺旧蔵の島津忠良画像（資料 A）が、島津忠良の命で描かれたものであるとすれば、資料 A は、16 世紀の戦国武将の姿が描かれた貴重な資料として評価できよう。

5. おわりに

本稿では、鹿児島県南さつま市加世田武田の竹田神社が所蔵し、現在加世田郷土資料館に寄託収蔵されている、資料 A 「島津忠良画像」（「日新菩薩掛軸」）について考察を行い、資料 A が川辺玉泉寺旧蔵の島津忠良画像であると考えられることや、その賛の作者が代賢守仲であると考えられることなどを指摘した。

資料 A の島津忠良画像については、島津の戦国武将が描かれた 16 世紀の作品とすれば、極めて珍しく貴重な絵画資料であり、島津中興の祖と呼ばれる島津忠良の容姿を伝える重要な資料とも言える。また、資料 A は、明らかに「頂相」の体裁を成しており、禅宗寺院である川辺玉泉寺に安置された頂相としての意味を持っていたと考えられる。

この資料 A については、関連資料とともに今後さらに詳しい調査を進め、詳細を解明していきたい。

註

1) 2018 年の第 1 四半期に、橋口亘が加世田郷土資料館を訪れた際、加世田郷土資料館の福永恵理氏からお声掛けをいただいて資料 A を実見し、2018 年 7 月 12 日の夕方に橋口亘が資料 A の熟覧と写真撮影・採寸等の調査を行った。資料 A の資料名は、本稿では基本的に「島津忠良画像」と表記したが、加世田郷土資料館の目録上では「日新菩薩掛軸」である。

2) 「新編島津氏世録支流系図」の「忠良 三」（鹿児島県歴史資料センター黎明館編 1992）にも、『鹿児島県史料 旧記雑録後編 1』の 466 号と同様の賛と印が掲載されている。

3) 『川邊名勝誌』については、新地浩一郎氏の論文（新地 2009）に詳しい。新地氏の当該論文では、『川邊名勝誌』の原本の成立年について、可能性の高いものとして 1826 年が挙げられている。

引用・参考文献

< 論文等 >

川邊村教育會編 1917 『川邊村郷土誌』 広文堂書店

新地浩一郎 2009 「『川邊名勝誌』 附 清水磨崖仏周辺に関する記述の比較」『南九州市 薩南文化』創刊号 南九州市立図書館

新名一仁 2017 『島津貴久一戦国大名島津氏の誕生―』中世武士選書 第37巻 戎光祥出版

橋口 亘 2017 「鹿児島県南さつま市金峰町宮崎の和多利神社に伝世した「島津運久像」と「島津運久・島津忠良・政譽像」について」『南日本文化財研究』No.27 『南日本文化財研究』刊行会

<史料>

『鹿児島県史料 旧記雑録後編 1』：鹿児島県維新史料編さん所編 1981 『鹿児島県史料 旧記雑録後編 1』 鹿児島県

「川邊郡地誌備考 上」：鹿児島県歴史資料センター黎明館編 2014 「川邊郡地誌備考 上」『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 地誌備考 1』 鹿児島県

『川邊名勝誌』：成立年代は 1826 年説などあり 『川辺名勝誌』（鹿児島県立図書館蔵：南九州市立図書館川辺図書室所蔵資料『川邊名勝誌』の複製）

『薩藩名勝志』：本田親孚・平山武毅 1806 『薩藩名勝志』（国立公文書館所蔵写本）

『三國名勝圖會』：山本盛秀編 1905（五代秀堯・橋口兼柄 1843） 『三國名勝圖會』十（卷之二十八-卷之三十） 山本盛秀

「新編島津氏世録支流系図／忠良 三」：鹿児島県歴史資料センター黎明館編 1992 「新編島津氏世録支流系図／忠良 三」『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 諸氏系譜 3』 鹿児島県

『日新菩薩記』：『日新菩薩記』（写真）（南さつま市立中央図書館蔵：竹田神社所蔵『日新菩薩記』を撮影した写真）、北川鐵三校注 1966 「日新菩薩記」『島津史料集』第二期戦国史料叢書 6 人物往来社

謝辞

本稿での資料写真の掲載にあたっては、竹田神社の井上祐史氏、加世田郷土資料館、東京大学史料編纂所にお世話になりました。また、本稿作成に至るまでに、加世田郷土資料館の福永恵理氏をはじめ、東京大学史料編纂所の畑山周平氏、雨宮瑞生氏、国立公文書館、国立国会図書館、鹿児島県立図書館のほか、多くの方々にお世話になりました。文末ながら記して感謝の意を表します。

（校了日：2018年7月14日）